令和８年第３回
大崎市議会定例会追加議案

令和８年１０月２日提出

大　崎　市

目　　次

報告第　１７号　専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に
係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）……　1

報告第１７号

専決処分の報告について

令和８年９月１７日，公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第２項の規定により報告する。

１　損害賠償の相手方

所在地　大崎市古川駅前大通二丁目６番１６号　古川土地ビル４階

名　称　有限会社アイビーエス

代表取締役　柴田　義則

２　事故の概要

令和８年８月５日午後２時頃，大崎市古川駅前大通二丁目地内の公園敷地から越境した立木の樹液が飛散し，隣接する駐車場に駐車していた相手方車両を汚損させたもの。

３　和解の要旨

事故の主たる原因は，市が設置した附属物の管理不備によるものであり，市の過失割合は１００パーセントとする。

４　損害賠償の額

９，２６０円

令和８年１０月２日提出

大崎市長　中　島　源　陽